

# 市川市立第八中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめ防止のための対策（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」<文部科学省いじめの定義の変遷より>

### （本校のいじめに対する基本的な考え方）

いじめはどの学校でも起こり得ることと認識し、日ごろの生徒の様子に目を配り、担任のみで抱え込むのではなく、全教職員で対応しなければならない問題であると考えている。いじめ問題に対しては、毅然とした態度で対応し、いじめられたことによる身体的、精神的な苦痛を考慮し、被害生徒を全面的に守るという姿勢を持つ。いじめ対応をしたことによるより起こり得る報復行為からも絶対に守るという姿勢を見せる。また、加害生徒についても何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導と並行し、本人が考えていることを引き出し、内面に訴える指導も行う。

### （学校及び職員の責務）

いじめについては1人で抱え込むのではなく、全教職員で連携する。いじめ（それが疑いであったとしても）に気づいた職員は、すぐに学年→生徒指導主任→管理職へと報告し関わりの多い職員を中心に速やかに対処する。また、保護者への連絡も速やかに行い、保護者の意向に寄り添う形でスムーズに方向性を示す。

## （いじめの未然防止、早期発見）

未然防止 ～いじめのない学校づくりにするための方策～

- 小集団活動を通して、人間関係の構築・リーダーの育成・集団の一員としての自覚を持たせる。
- 福祉体験等様々な体験活動を通して、人との関わりを深め、思いやり・優しさ・豊かな心を育成する。
- 普段の授業から生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を心がける。その際、「自己存在感」「自己決定権」の場面を与えるなどする。

- 年間計画に基づき道徳教育や学級活動の場で、計画的に指導するとともに学級の実態を把握し、適切な教材を選択出来るようにする。
- 普段の学級活動・授業のみでなく、登下校指導を行い、生徒への声掛けを行うと同時に普段の様子の変化に目を配っている。
- 生徒や保護者に対していじめ防止対策推進法を理解させる。保護者に対しては日頃からの信頼関係を大切にする。

#### 早期発見 ～学校としての具体的ないじめを把握する方策～

- 年2度アンケートを実施。(6月:ストレスチェック 11月:いじめに特化したもの)  
また、6月は全員を対象に教育相談の実施。11月はアンケート結果によって個別面談や指導の実施。
- 夏季休業中に1. 2年生は、3者面談・地域訪問の実施  
2学期末には、1. 2年生の希望者に3者面談の実施  
他、随時 本人・保護者からの相談に対応する。
- 相談室にカウンセラーが週3日勤務。比較的出入りは自由。特別な場合は予約制で相談出来る。
- 週一で、生徒指導部会を開く。心配な生徒の情報交換や個別生徒指導の事案について検討する。生徒指導主事を中心に管理職、学年生徒指導、養護教諭、学習室担当、カウンセラーもメンバーとして参加し、あらゆる側面から対策出来るようにする。
- 職員会議で生徒指導上の問題を報告し、全職員で共通理解する。

### (いじめが発生した際の対処方法)

単独での対応を避け、組織的に対応する。

いじめの発見→学年、生徒指導主任、管理職に報告、連絡、相談→教職員の役割分担を  
しっかり決め聞き取り調査→教職員で共通理解(話が合わない事案については再度対策  
を講じる)→指導

上記の流れをベースとし、保護者との連携を必ず行い、こまめに情報を伝えるようにする。また、必要によっては、警察・児童相談所などの関係機関等の連携を進めるようにする。いじめの指導は、慎重に対応しなければ、新たないじめを生む、学校保護者間の信頼関係を損なうことがあるので、関係しているすべての人(特に生徒)がきちんと指導内容が理解できる形で指導が行われなければならない。

## 2. いじめ防止の組織

名称及び組織構成等

名称
「生徒指導部会ならびにいじめ対策委員会」
～構成員ならびに役割～
<b>①学校基本方針の策定</b>
校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、ライフカウンセラー
(役割)
学校基本方針を策定し、全職員、生徒、保護者に周知する。
<b>②日常的な業務についての協議（生徒指導部会）</b>
校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、ライフカウンセラー、不登校担当教諭等
(役割)
情報交換をし、個別に対策が必要な場合などの対策を講じる。 いじめの相談・通報の窓口
<b>③いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議</b>
校長、教頭、生徒指導主任、関係学年主任、担任、部活動顧問、警察、児童相談所、少年センターなど関係機関
(役割)
いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

## 3. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺の企図等）や、相当の期間（年間

37

30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

### ① 重大事案が発生した場合は速やかに報告、連絡、相談

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→管理職→教育委員会

1人では対応しない。また、情報が変化した場合には、その都度上記の流れで報告、連絡、相談を行う。

- ② 教育委員会と協議し、いじめ対策組織を召集する。
- ③ いじめを受けた生徒、保護者に事実関係やその他の情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会指導の下、問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

#### 4. 公表、点検、評価等について

いじめ問題を隠蔽せず、学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

- ① 学校だより、ホームページで「学校いじめ防止基本方針」の公表をする。
- ② いじめの統計を基に年度末に、職員会議の場で点検、評価を行う。
- ③ いじめの問題への取組を保護者（学校運営アンケート）生徒（いじめアンケート、授業評価）教職員（職員会議）で評価し、評価結果を踏まえ必要に応じて修正を加える。